奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２２年３月２６日

奈良県公安委員会

委員長　岡　本　好　央

奈良県公安委員会規則第２号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和４８年１２月奈良県公安委員会規則第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

肝臓機能障害	１級から３級までの各級	特別項症から第３項症までの各項症

別記様式第１９号の３（裏）中「名前が正しく回答されている」を「名前が正しく回答されているか」に改める。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。